軽自動車税の減免についてのお知らせ

◎軽自動車税（種別割）の減免申請期間は5月３１日（金）までです。

軽自動車を所有する方で、一定の要件(障害の程度、軽自動車の名義、使用目的等)を満たす場合は、申請により軽自動車税（種別割）の減免が受けられますので、納税通知書が届きましたら、申請期間内に手続きをお願いします。

【減免の対象となる障害の程度】

障害の区分		障害の程度	
		本人の運転の場合	生計同一者の運転の場合
視覚障害		１～４級	
聴覚障害		２、３級	
平衡機能障害		３級	
音声機能の喪失(喉頭摘出のみ)		３級	対象外
上肢機能障害		１～３級	１級及び２級の１・２
下肢機能障害		１～６級	１，２級及び３級の１
体幹機能障害		１～３級、５級	１～３級
脳原性	上肢機能	１～３級	１級、２級の両上肢
	移動機能	１～６級	１，２級及び３級の両下肢
心臓・じん臓・呼吸器機能障害		１、３、４級	
ぼうこう・直腸及び小腸機能障害		１、３級	
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		１～３級	
肝臓機能障害		１～３級	
知的障害		A1、A2	
精神障害		１級	

【減免の対象となる軽自動車の条件】

区分		自動車の所有者	自動車の運転者	使用目的
身体障害者	１８歳以上	本人	本人	特に問わない
	１８歳未満	本人または生計を一にする者	生計を一にする者	障害者の通学、通院、通所、または生業に送迎を継続して日常的に行うため（月4回以上かつ1年以上の継続）
知的障害者				
精神障害者				
身体障害者等のみで構成される世帯の者		本人	身体障害者等を常時介護する者	